

第 131 回総会

南部町農業委員会会議録

平成28年7月8日開催

南部町農業委員会

第 131 回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 平成 28 年 7 月 8 日 (金) 午後 2 時 03 分

2. 閉会年月日 平成 28 年 7 月 8 日 (金) 午後 2 時 35 分

3. 開催場所 中央公民館 町民室

4. 出席委員 (15 人)

会長 1 番 赤 石 敏 文

会長職務代理 10 番 中 村 文 男

委員 2 番 石 橋 薫

4 番 砂 庭 周 平

5 番 工 藤 信 仁

6 番 佐々木 一 雄

5 番 三 浦 恵美子

8 番 松 村 範 明

11 番 河守田 雄 一

12 番 野 田 清 八

13 番 山 田 憲 幸

14 番 川守田 雄 一

15 番 梅 内 勝 治

16 番 奥 瀬 修 一

5. 欠席委員 (1 人)

6. 会議書記

事務局長 佐々木 大

主幹 黒 坂 正 子

班長 佐 藤 慶

7. 会議日程

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 報告第 1 号 使用貸借合意解約書の受理について

日程第 5 議案第 15 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 6 議案第 16 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 7 議案第 17 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

事務局長	<p>ただいまから、第 131 回南部町農業委員会総会を開会いたします。 はじめに、赤石会長より、ごあいさつをお願いいたします。</p>
赤石会長	<p>本日は、お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。 さっそくですが、議事に入りますので、よろしく申し上げます。</p>
事務局長	<p>本日の出席委員は 16 名中 15 名で、委員定足数に達しておりますので、第 131 回総会は成立しております。</p>
	<p>それでは、南部町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は赤石会長をお願いいたします。</p>
	(午後 2 時 3 分)
議 長	<p>それでは、これより議事に入ります。 本日の会議日程は、ご配布のとおりです。 日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、会議規則第 16 条第 1 項の規定により、議長が指名します。 10 番 中村 文男 委員 11 番 河守田雄一 委員 を指名いたします。 次に、日程第 2 会期の決定を議題にします。 本総会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) ご異議なしと認め、会期を本日 1 日に決定いたします。 次に、日程第 3 諸般の報告をします。 諸般の報告については、ご配布のとおりです。 朗読は省略します。 次に、日程第 4 報告第 1 号「使用貸借合意解約書の受理について」を報告いたします。 報告の朗読と説明を求めます。 佐藤班長</p>
佐藤班長	<p>それでは、報告第 1 号について、ご説明いたします。 農地法第 3 条の規定及び農業経営基盤強化促進法により使用貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意による解約書を受理したので、報告するもので、2 件であります。 農地の所在、地目、面積、貸付人及び借受人の住所・氏名は、議案書に記載のとおりです。 番号 1 番の合意解約の内容ですが、使用貸借の契約期間は平成 21 年 7 月 1 日から平成 31 年 6 月 30 日まででした。 今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日及び土地の引き渡しの時期は平成 28 年 6 月 13 日で、合意解約の条件は「なし」であります。</p>

	<p>次に、番号2番の合意解約の内容ですが、使用貸借の契約期間は平成28年4月28日から平成48年4月27日まででした。</p> <p>今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日及び土地の引き渡しの時期は平成28年6月23日で、合意解約の条件は「なし」であります。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの報告第1号について、発言はありますか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>発言がないようですので、以上で報告第1号「使用貸借合意解約書の受理について」の報告を終わります。</p> <p>次に、日程第5 議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>ここでは、2番 石橋 薫 委員の関係している事案が含まれていますので、農業委員会法第24条の規定に基づき、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。</p>
佐藤班長	<p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤班長</p> <p>議案第15号について、ご説明いたします。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請は7件で、いずれも所有権の移転に関するものであります。</p> <p>調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。</p> <p>ここで、石橋 薫 委員の退席をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時07分 石橋委員退席)</p> <p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>滝田 信彦 調査員</p> <p>9番 滝田から説明いたします。</p> <p>去る7月4日、松村 調査員と中央公民館において、議案第15号・農地法第3条及び議案第16号・農地法第5条第1項の調査を行いましたので説明します。</p> <p style="text-align: center;">ちょうさ</p> <p>まず、議案第15号についてですが、農地法第3条第2項に掲げる許可できない基準の</p> <p>かくようけん がいとう ひがいとう ちょうさ</p> <p>各要件について、該当・非該当を調査しました。</p>

しよざい けんりしゅべつ ゆずりわたしにん ゆずりうけにん
農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人・、譲受人の氏名・住所、経営面

かどうじんいん きさい
積、稼働人員は、議案書に記載のとおりです。

ゆずりうけにん かくだい しゅとく
番号1番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地を取得するもの
ゆずりわたしにん じょうと
で、譲渡人は相手方の要望により譲渡するものです。

ゆずりうけにん かくだい しゅとく
番号2番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地を取得するもの
ゆずりわたしにん ぶそく じょうと
で、譲渡人は労働力不足のため譲渡するものです。

ゆずりうけにん しゅとく
番号3番の申請理由は、譲受人が新規に営農するため申請地を取得するもので、
ゆずりわたしにん ぶそく じょうと
譲渡人は労働力不足のため譲渡するものです。

ゆずりうけにん
番号4番の申請理由は、譲受人が贈与を受けて営農するためのものです。

ゆずりうけにん かくだい しゅとく
番号5番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地を取得するもの
ゆずりわたしにん じょうと
で、譲渡人は相手方の要望により譲渡するものです。

ゆずりうけにん かくだい しゅとく
番号6番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地を取得するもの
ゆずりわたしにん じょうと
で、譲渡人は相手方の要望により譲渡するものです。

ゆずりうけにん かくだい しゅとく
番号7番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地を取得するもの
ゆずりわたしにん ぶそく じょうと
で、譲渡人は労働力不足のため譲渡するものです。

かくごう がいとう きよかようけん み
調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たし
ていると考えます。

以上です。

議長

議案第15号について、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

	<p>よって、議案第 15 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>ここで、石橋 薫 委員の入室を求めます。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、日程第 6 議案第 16 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤班長</p>
<p>佐藤班長</p>	<p>議案第 16 号について、ご説明いたします。</p> <p>農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請は 3 件でございます。</p> <p>なお、別紙資料に案内図、及び配置図を添付しておりますので、ご参考にしてください。</p> <p>調査内容については、農地調査員から説明していただきます。</p> <p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>滝田 信彦 調査員</p>
<p>議案第 16 号について、農地法第 5 条第 1 項各号に掲げる転用許可の基準に基づき、該当・</p>	<p>がいとう ひがいとう 非該当を調査しました。</p>
<p>農地の所在、地目、面積、権利種別、貸付人及び借受人の氏名・住所は、議案書に記載</p>	<p>けんりしゅべつ かしつけにん かりうけにん きさい のとおりです。</p>
<p>番号 1 番と番号 2 番の申請理由は、借受人が病院増築に伴い職員用駐車場を整備するため</p>	<p>かりうけにん 貸付人から申請地を借り受けるものです。</p>
<p>番号 3 番の申請理由は、借受人が申請地を借り受け理容店を建築するためのものです。</p>	<p>かりうけにん 調査の結果、転用内容は転用許可基準に照らし、許可相当と認められます。</p>
<p>以上です。</p> <p>農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p> <p>佐藤班長</p>	<p>議案第 16 号について、補足いたします。</p> <p>番号 1 番と番号 2 番の申請地の位置ですが、沖田面地区になります。南部町役場から南西約</p>

	<p>10 キロメートルの距離にあり、南部分庁舎から約 70m の距離に位置し、申請地の北側及び東西側は宅地、南側は田となっています。</p> <p>農地区分については、「南部町役場南部分庁舎から 300m 以内の区域」と認められることから、第 3 種農地と判断されます。</p> <p>今回の申請目的は病院の来客者及び職員の増加に対応するための駐車場を増設することとなったものであり、交通の利便性が良いことなどから申請地を選択するに至ったものであります。</p> <p>事業面積及び立地場所を勘案して、周辺の農地以外の土地への立地が困難であると認められることから、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。</p> <p>次に、番号 3 番の申請地の位置ですが、斗賀地区になります。南部町役場から南西約 2.7 km の距離にあり、住宅及び農地等が混在する集落内に位置します。申請地の北側は国道 4 号、東西側及び南側は畑となっております。今回の申請目的は交通の利便性がよく集客を見込める申請地に理容店を新築するものであります。</p> <p>農地区分については、「小集団の生産性の低い農地の区域」と認められることから、第 2 種農地と判断されます。</p> <p>第 2 種農地の転用は、周辺の他の土地を供することにより事業目的を達成することができると認められる場合には、原則として許可することができないのですが、今回の申請目的、事業面積及び立地場所を勘案して、周辺の農地以外の土地や第 3 種農地への立地が困難であると認められることから、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>議案第 16 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>議案第 16 号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 7 議案第 17 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。</p>
佐藤班長	<p>議案の朗読と説明を求めます。</p> <p>佐藤班長</p> <p>議案第 17 号について、ご説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は、2 件です。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の利用目的は畑、期間は 9 年 8 か月、10a 当たりの賃借料は年額 10,000 円です。</p>

議 長	<p>番号 2 番の利用目的は田、期間は 4 年 8 か月、使用貸借による権利の設定です。</p> <p>以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>議案第 17 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 17 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>以上で、本日の日程は全部終了いたしました。</p> <p>第 131 回南部町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>ごくろうさまでした。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 35 分)</p>
-----	--

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 28 年 7 月 8 日

南部町農業委員会会長

南部町農業委員会委員

南部町農業委員会委員